

第2章 基本計画

第2章 基本計画

計画を推進するための基本的方向

基本目標 男女の人権が尊重される社会の構築

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備されてきており、県民の意識も徐々に変わってきています。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的役割分担意識(注1)は依然として根強く残っていることから、そのような意識を解消して多様な生き方への配慮に欠けた社会制度・慣行の見直しを進めていかなければなりません。

そのため、県民一人一人が男女共同参画に関する正しい理解に基づき主体的に取り組める環境づくりや県民の意識改革を進めていきます。

また、男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と歩調を合わせた国の施策とともに進められていることから、それらを踏まえた施策の推進に努めます。

さらに、男女間におけるあらゆる暴力の根絶や「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援、メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信についての配慮と理解の働きかけなど、男女の人権が尊重される社会の構築に向けた総合的な取組を推進していきます。

注1 性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

〔現状と課題〕

県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、学校教育の場では県民の 55.0% が平等と感じていますが、それ以外の分野（家庭生活，職場，政治の場，町内会・自治会などの住民組織，地域活動，社会通念・慣習・しきたりなど，法律や制度）では不平等感が強くなっています【図 23】。このような不平等感を解消するためには，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることが懸念される社会制度や慣行について男女共同参画の視点から見直しを行っていかねばなりません。

社会制度や慣行の中には性別による固定的役割分担意識を前提とするものが数多く残されており，このことが，男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で個性や能力を發揮し，多様な生き方を選択することを妨げている場合があります。性別による固定的役割分担意識を持たない県民の割合は徐々に増加していますが，男女間，世代間及び地域間で差異があり，また全国的にみても低い状況にあることから，本県の固定的役割分担意識は未だ根強く残っているといえます【図 24，25】。

このため，家庭，学校，職場，地域など社会のあらゆる分野において，性別による固定的役割分担意識を解消するとともに，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることが懸念される社会制度や慣行の見直しに向けて，行政と県民・事業者・団体が連携・協働して総合的な取組を進めていくことが重要です。

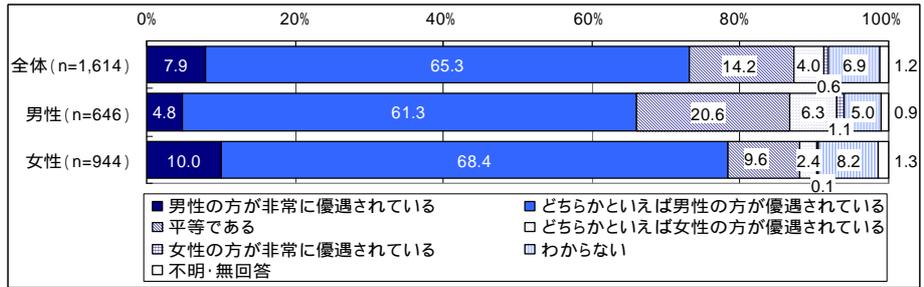
また，男女が個人の個性と能力を十分に發揮して社会のあらゆる分野に参画していくにあたり，人生の各段階でのライフスタイルに応じて主体的に多様な選択を行うことができるようにするため，生涯を通じた学習機会の提供や，女性の能力や活力を引き出すため，女性のエンパワーメント（注 2）を促進していくことが重要です。

注 2 女性のエンパワーメント

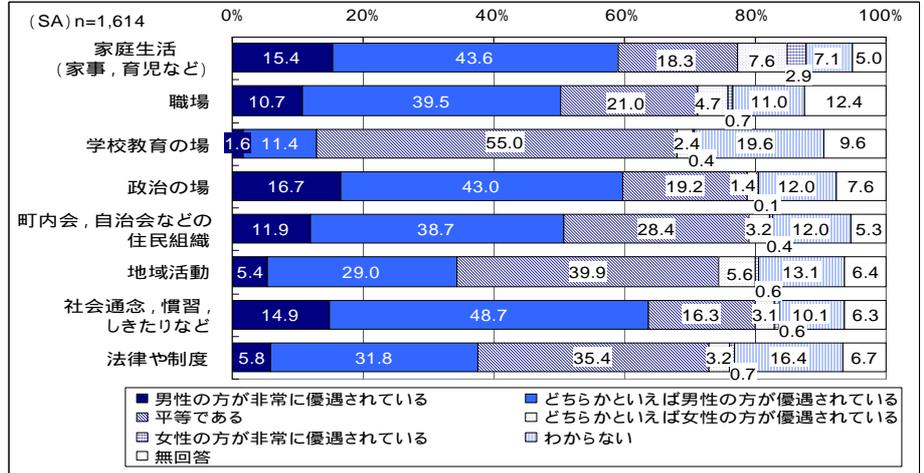
女性が個人として，そして／あるいは社会集団として，意思決定過程に参画し，自律的な力をつけること。

【図 23】男女の地位の平等感について（茨城県）

社会全体で見た男女の地位について



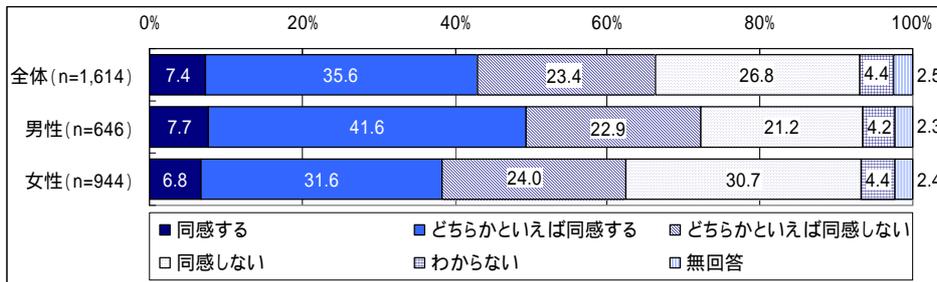
各分野の男女の地位について



(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【図 24】性別による固定的役割分担意識（茨城県）

(問)「男性は仕事，女性は家庭」という考えがありますが，あなたはこの考えに同感しますか。



	同感する ('同感する' 又は 'どちらかといえば同感する')	同感しない ('同感しない' 又は 'どちらかといえば同感しない')
全体	43.0%	50.2%
男性	49.3%	44.1%
女性	38.4%	54.7%

< 性別・年代別 >

性別	年代	同感する		同感しない	
		同感する	同感しない	同感する	同感しない
女性	20 歳代	43.3%	47.2%	33.3%	59.6%
	30 歳代	47.1%	44.3%	33.9%	55.6%
	40 歳代	36.0%	58.0%	32.3%	59.8%
	50 歳代	48.0%	46.4%	34.3%	61.5%
	60 歳代	60.1%	35.7%	46.7%	48.6%
	70 歳以上	55.9%	35.3%	52.8%	37.9%

< 地域別 >

地域	同感する	同感しない
県北地域	45.8%	48.9%
県央地域	40.3%	55.0%
鹿行地域	41.2%	52.4%
県南地域	43.4%	49.2%
県西地域	41.3%	50.0%

(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【図 25】性別による固定的役割分担意識（茨城県と全国の比較）

< 「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合 >

	H16	H17	H19	H21
本 県	-	48.6%	-	50.2%
全 国	48.9%	-	52.1%	55.1%

（出典）本県：茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（県女性青少年課）
 全国：男女共同参画社会に関する世論調査報告書（内閣府）

【施策の方向 1】性別による固定的役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

1 理念・法制度の周知

県民・事業者・団体（町内会，PTA，青年団体，女性団体，経済団体など）に対し男女共同参画の理念や法制度の周知を進めます。

2 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発等

県民が性別による固定的役割分担意識を主体的に解消し，社会制度・慣行を見直すことができるよう，男女間，世代間及び地域間での意識の差異を踏まえた効果的な意識啓発や情報提供を推進します。

3 事業者・団体・関係機関との連携・協働

事業者・団体・関係機関との連携・協働による意識啓発を推進します。

4 全庁的取組の推進

県の関係各課が連携を強化し，全庁的に男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しに向けた取組を推進します。

【施策の方向 2】男女共同参画の視点に立った相談事業の推進

1 相談助言等の推進

家庭，地域，職場などにおける悩みや，再就職，起業，地域活動などへのチャレンジについて，関係機関と連携して相談助言や情報提供を推進します。

2 苦情・意見への対応

茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営し，県民及び事業者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項について苦情その他の意見の申出を適切かつ迅速に処理します。

3 被害者支援機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター，警察などの被害者の保護にかかわる関係機関の連携強化を図ります。

【施策の方向3】男女共同参画に関する調査・情報提供

1 各種調査の実施

男女共同参画に関する県民意識や地域の様々な分野における男女共同参画の実態を把握するための調査を進めます。

2 各種情報の収集・提供

地域における男女共同参画に関する情報，女性の人材情報，個人・事業者・団体の先進的な取組事例などの収集・提供を推進します。

【施策の方向4】地域社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

1 生涯を通じた学習機会の提供

男女の多様な生き方を選択できるようにするため，生涯を通じ意欲に応じて自由に学習機会を選択できるようにするとともに，人生の各段階での希望に応じたライフプランニングや能力開発を支援します。

2 エンパワーメントのための女性教育の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する力をつけるための女性教育・学習活動を充実します。

3 リカレント教育の推進

就業や社会活動などの社会参画の拡大や子育てと仕事の両立を図るため，学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育（注3）を推進します。

4 男女平等教育プログラムの充実

社会教育における男女平等教育プログラムを充実します。

5 社会教育関係者研修の実施

社会教育関係者に対して人権の尊重や男女共同参画社会に関する正確な理解を促進するための研修を推進します。

注3 リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われる教育であり，職業から離れて行われる再教育のみならず，職業に就きながら行われる教育も含まれます。

重点課題 2 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

〔現状と課題〕

男女共同参画の推進に向けた取組は、国際婦人年（昭和 50 年）以降、国連の掲げる「平等・開発・平和」の目標のもとに進められている女性の地位向上に向けた取組などの国際的な動きと連動するかたちで行われています。

本県としても、茨城県男女共同参画推進条例の基本理念である「国際的協調」に沿って、国際的な連携、協力の下に、女子差別撤廃条約（注 4）をはじめとする男女共同参画と関連の深い各種の条約、「北京宣言及び行動綱領」、女性 2000 年会議で採択された「政治宣言」・「成果文書」や国際会議における議論などの女性の地位向上のための国際的な規範や基準の周知とそれらに対する国の動向を踏まえた施策を推進していく必要があります。

注 4 女子差別撤廃条約（正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979 年の第 34 回国連総会において採択され、1981 年に発効しました。2008 年 2 月現在の締約国数は 185 か国。日本は 1980 年に署名、1985 年に批准しました。

【施策の方向 1】男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

1 国際的規範・基準を踏まえた施策の推進

女性の地位向上のための国際的な規範や基準の周知とそれらに対する国の動向を踏まえた施策の推進に努めます。

2 国際情報の収集・提供

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や現状について、情報収集と提供を行います。

重点課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

〔現状と課題〕

県民意識調査によると、配偶者や恋人など（以下「配偶者など」という。）から殴られたり、大声でどなられたりなどの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性 18.6%、男性 4.3%という結果になっています。また、配偶者などからの暴力（注5）に対する相談件数は年々増加しています【図 26～28】。

配偶者などからの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。外部の発見が困難な家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、多くの場合、その被害者は女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者などが暴力を加えることは重大な人権の侵害であり、「男女の人権の尊重」を掲げる男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。配偶者などからの暴力の根絶に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）及び「茨城県DV対策基本計画」（平成 21 年 3 月改定）に基づき、実効性ある取組を進めていく必要があります。

また、暴力などによる人権侵害には、配偶者などからの暴力のほかにも、セクシュアル・ハラスメント（注6）、性犯罪、ストーカー行為等、売買春、人身取引（注7）など様々な形態があります。これらの行為も潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で個人的問題として矮小化されることもあることから、多くの人々にかかわる社会問題であること、性別による固定的役割分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況などに根ざした構造的問題として把握し、対処していくことが必要です。

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて、男女の人権尊重や暴力の予防と根絶についての社会認識の徹底を図るとともに、暴力の様々な形態に応じた防止対策、被害者支援などの取組を総合的に推進していく必要があります。

注5 配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス，DV）

配偶者からの暴力について、配偶者暴力防止法の定義では、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力などを受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力などを含むものとされています。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令などで明確に定義された言葉ではありません。

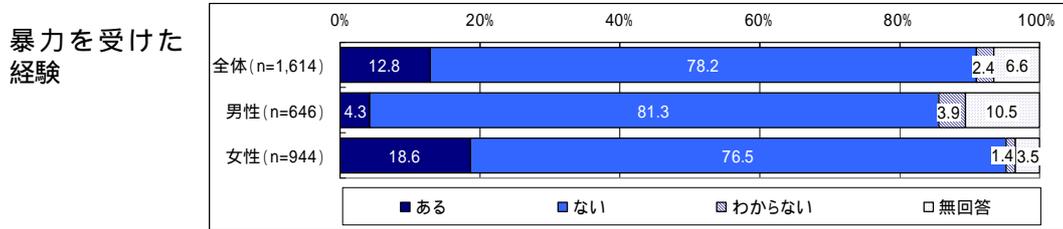
注6 セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

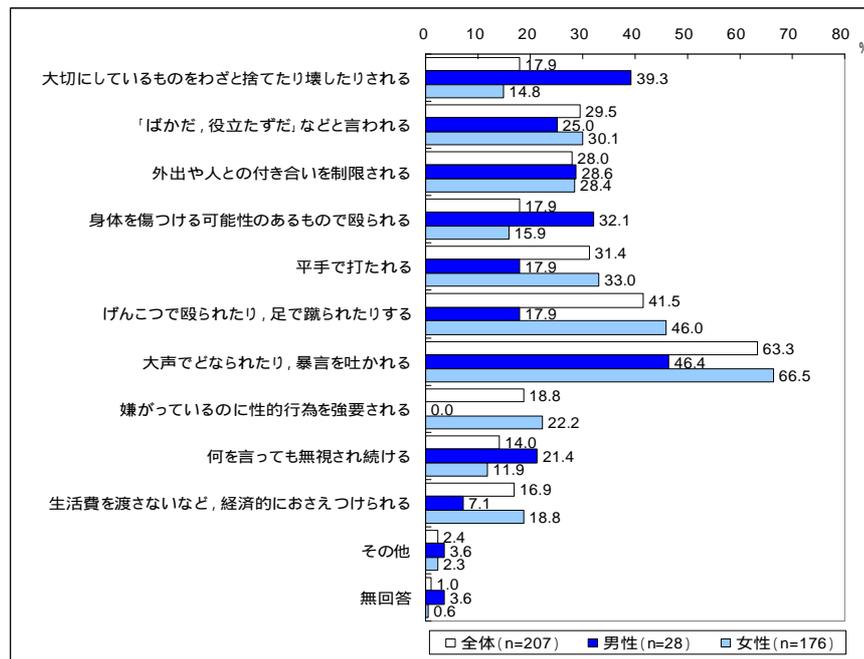
注7 人身取引

他人を売買させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を獲得し、輸送し、引き渡し、収受するなどの行為をいいます。

【図 26】配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験のある人の割合（茨城県）



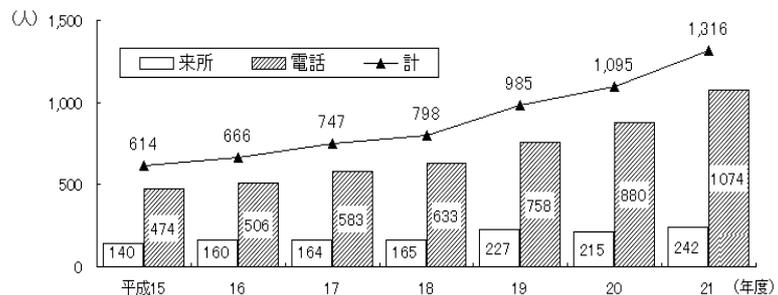
暴力の内容



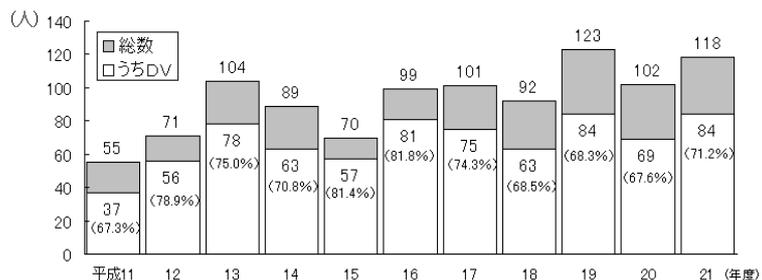
(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【図 27】婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）における DV 相談及び一時保護状況（茨城県）

婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）における DV 相談件数の推移

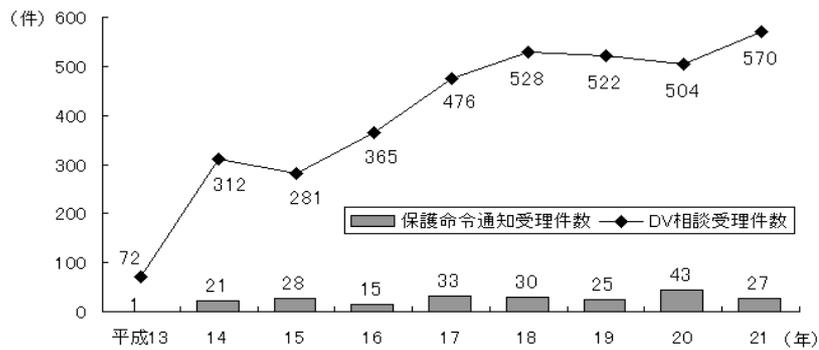


婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）における一時保護状況の推移



(出典) 県子ども家庭課調べ

【図 28】警察本部における DV 相談受理件数及び保護命令通知受理件数の推移（茨城県）



（出典）県警察本部子どもと女性の安全対策室調べ（各年 12 月末現在）

【施策の方向 1】男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

1 暴力の根絶に向けた意識啓発

男女間におけるあらゆる暴力の根絶についての社会的認識の徹底を図るための意識啓発を推進します。また、その際、若年層を対象とした意識啓発に留意します。

2 被害者相談・支援体制の充実

被害者の精神的負担に配慮した相談、カウンセリングの充実や相談員の資質向上などを進め、被害者が相談しやすい体制を充実します。

3 暴力の発生を防ぐ環境づくり

防犯対策の強化や犯罪情報・防犯情報の提供など暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。

4 捜査体制・取締りの強化

性犯罪、ストーカー行為等、売買春、人身取引などの様々な暴力の形態に応じて被害者の精神的負担に配慮した迅速かつ適切な対応に努めるとともに、捜査体制や取締りを強化します。

5 被害者保護機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、警察本部、児童相談所などの被害者の保護にかかわる関係機関の連携強化を図ります。

【施策の方向 2】配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

1 DV被害者への総合的対策の推進

配偶者暴力防止法及び茨城県DV対策基本計画に基づき、関係機関との連携協力により、配偶者などからの暴力の被害者への総合的な対策（被害者の相談、保護、自立支援など）を推進します。

【施策の方向3】セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 事業者に対する意識啓発

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)に基づき事業者に対する防止対策などの意識啓発を図ります。

2 雇用以外の場における防止の取組

地域社会、学校、医療・社会福祉施設など雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けた取組を推進します。

〔現状と課題〕

男女が心身及び健康について正確な知識・情報を入手し、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。

特に、女性は、妊娠、出産をする可能性もあり、男性とは異なった生涯を通じた健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口/開発会議においても、「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」(注8)に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを求められたところであり、このことについては、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で我が国を含め採択した行動綱領においても、女性の人権として確認されたところです。また、国連特別総会「女性2000年会議」において、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、その中で、男女の力関係が平等でないことや、女性の健康を守るニーズに関する男女のコミュニケーションや理解が欠如していることが障害となって、女性の健康が脅かされていると指摘されています。

このため、「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に配慮し、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を推進する必要があります。

注8 「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口/開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)」とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

「性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)」とは、「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定または変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではありません。(内閣府男女共同参画局ホームページ及び国の男女共同参画基本計画(第2次)から抜粋)

【施策の方向1】生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

1 県民への意識の浸透

「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関し、県民への意識の浸透を図ります。

2 女性の健康教育及び健康相談の推進

女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育及び健康相談を推進します。

【施策の方向2】女性の健康の保持・増進への支援

1 女性により望ましい総合的医療の普及

県内病院に対する女性専門外来の普及啓発など、女性により望ましい総合的な医療の普及を図ります。

2 妊産婦等が医療機関にかかりやすい環境の整備

次の世代を担う健やかな子どもを生ま育てられるよう、母性保護と母子保健の増進を図るため、妊産婦及び乳幼児などが医療機関にかかりやすい環境を整備します。

3 周産期救急医療体制の充実

妊娠・出産に関する安全性を確保するため、周産期における母子や新生児に対する救急医療体制の充実を図ります。

4 検診、相談、検査等の充実

乳がんの早期発見や子宮がんの早期発見・予防、骨粗鬆症の予防、エイズ、性感染症などの正しい知識の周知、相談、検査の充実を図ります。

5 薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用による健康被害などについて、正しい知識の周知徹底と防止対策を推進します。

〔現状と課題〕

情報化が進展する中で、新聞、書籍、テレビ、ラジオ、映画、インターネットなど多様なメディアからの様々な情報は、県民の意識の形成に大きな影響を与えています。

メディアを通じて、男女共同参画の視点に立った幅広い情報が提供・発信されることによって、より多くの県民に男女共同参画社会についての理解を促し意識を高めることが期待できます。

しかしながら、メディアにより、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が伝達されれば、県民の意識に影響を与え、性別による多様な生き方の可能性を狭めたり、女性に対する暴力の容認や性暴力の誘発を招く場合があります、男女共同参画を阻害する要因の一つになることが考えられます。

男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府，平成 21 年 10 月調査）によると、メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思う人の割合は 80.0%となっています。どのような点で問題があるかについては、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」（63.0%）、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」（59.4%）、「児童に対する性犯罪を助長する」（51.1%）、「女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている」（41.7%）などとなり【図 29】、表現される側の人権や、性暴力や不快な表現に接しない自由が十分に配慮されなければなりません。

このような問題を解決するため、メディアに対して、表現の自由を尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信について配慮と理解を働きかける必要があります。

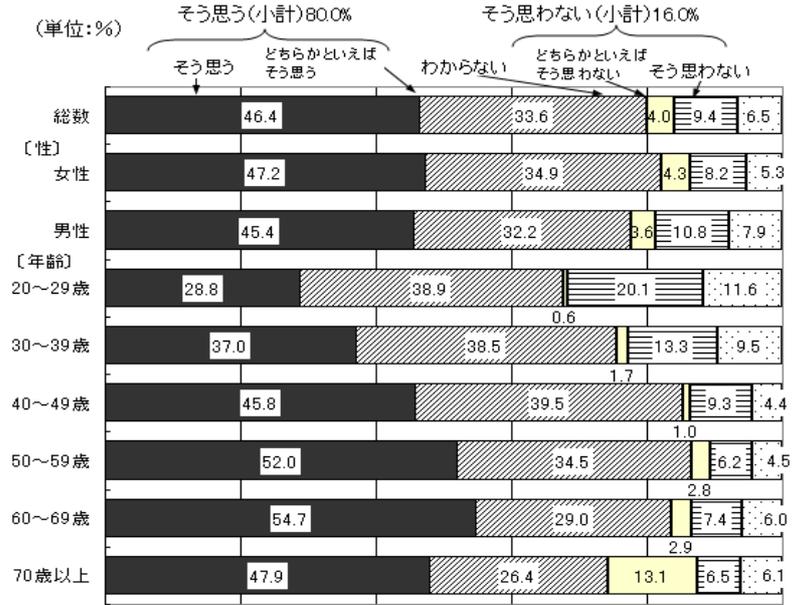
さらに、メディアと個人、個人と個人の間でやり取りされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディア・リテラシー（注 9）の向上のための支援を行なっていく必要があります。

注 9 メディア・リテラシー

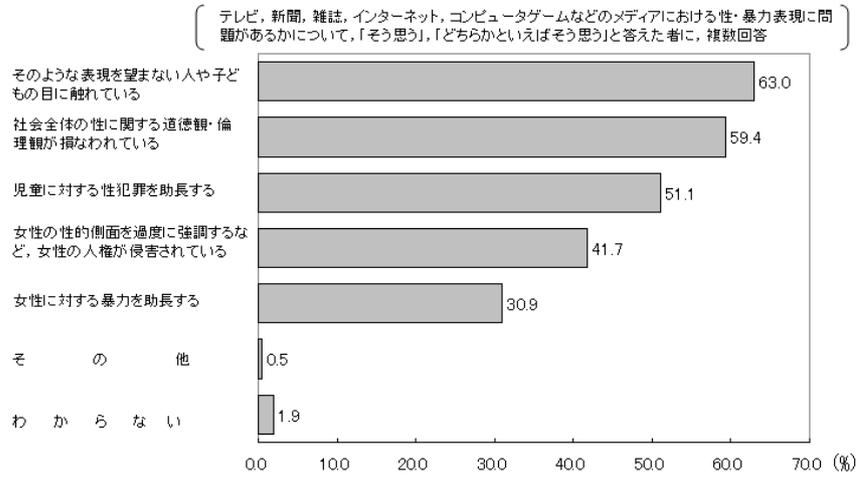
メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

【図29】メディアにおける性・暴力表現に関する意識について（全国）

メディアにおける性・暴力表現に問題はあるか



メディアにおける性・暴力表現による問題点



(出典) 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府,平成21年10月調査)

【施策の方向1】メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信への働きかけ

1 メディアに対する普及啓発

男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信や性別にとらわれない多様な生き方の表現についての積極的な取組について、メディア関係事業者などに対し、普及啓発や協力の呼びかけを行います。

2 男女共同参画の視点に立った県情報の発信

県で発信する情報・刊行物を通じて、男女共同参画の視点に立った情報発信を行います。

【施策の方向2】情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）の向上の促進

1 メディア・リテラシー向上のための意識啓発等

県民に対するメディア・リテラシーの向上のための意識啓発や学習機会の提供を推進します。

2 学校における情報教育の推進

学校教育において情報教育を推進し、インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。